

よくある質問にお答えします



Q. 「カードを持ち歩いて良いの？」
「マイナンバーを他人に見られて問題ないの？」

A. カード自体に税や年金などの個人情報は記録されません。
また、一般の方がマイナンバーを見ただけで個人情報を調べることはできません。マイナンバーを扱う手続きに携わる行政職員だけが、その手続きに必要な情報に限りアクセスすることが許されています。



マイナンバーカードには、顔写真が入るので、身分証明書として国民問わず広く使うことができます。

これ1枚でマイナンバーと本人確認ができる！



公的な身分証明書になる

マイナンバーカードでできること(主なもの)

マイナポイントの申込み期間が令和3年9月まで延長されました！



付与されたポイントは、お好きなキャッシュレス決済での支払い時に利用できます

マイナポイントがもらえる

令和3年3月開始予定！



健康保険証になる

マイナンバーカードを健康保険証として利用することができるようになります。
また、マイナポータル[※]で自身の特定健診情報、お薬情報、医療費情報などの閲覧もできるようになる予定です(マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルで利用の申込みが必要です)。

ここがポイント！

マイナンバーカードであれば、就職・転職・引越などで医療保険者が変わっても、引き続き保険証として利用できます。
※医療保険者への加入・喪失の届け出は必要です。また、医療保険者から交付される健康保険証もこれまでと同様利用できます。

- 問合せ先
- ◆マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178
- ◆マイナンバーカードの交付申請に関すること
☎35-7025
- ◆マイナンバー制度全般に関すること
☎35-7013

●スマホ・パソコンから



※マイナポータルにログインするためには、マイナンバーカード対応のスマートフォン、ICカードリーダーが必要です。

※マイナポータルとは？
マイナポータルは、マイナンバーカードを使って自分の税情報などを確認できるほか、健康保険証として利用するための手続きができる自分専用のサイトです。今後は、各種オンライン申請や行政からのお知らせ機能も利用できる予定です。

マイナンバーカードの交付申請方法(次のいずれかの方法で申請できます)

郵送申請

●申請書には顔写真を貼り付けてください



申請書を返信用封筒に入れてポストに投函

オンライン申請

●顔写真はスマートフォン等で撮影したものでOK



スマートフォン等で申請書に記載のQRコードを読み取り簡単手続き

証明写真機で申請

●顔写真の撮影と同時に申請できます



証明写真機で手続き(対応している写真機のみ)

役場で申請

●顔写真は手続き時に無料でお撮りします



町民課住民係で手続き(事前予約が必要です)

マイナンバー制度は、平成27年のスタートから5年が経過し、私たちの生活の中で利用できる範囲が拡大しています。ここでは、マイナンバーカードで現在利用できる機能や、新たに追加される機能について紹介します。マイナンバーカードは、今後も利便性向上のために機能や利用範囲が拡大されていく予定ですので、まだカードを持たれていない方は申請をお願いします。

マイナンバーカード

ますます便利に！



マイナンバーカード交付申請書が再送付されます

マイナンバーカードの交付申請書(右図①)は、平成27年10月から12月にかけて送付されていますが、まだマイナンバーカードを取得していない方(75歳以上の方や乳児等を除く)を対象に、交付申請書(右図②)が3月にかけて再送付されます。この機会に申請をお願いします。

